

飯田市の「自治基本条例」

議会提案で制定

自治体の憲法とも言うべき「自治基本条例」を議会提案によって制定した長野県の飯田市を 4 月 25 日、市民社会ネットで視察。

16 年 1 月に議会の提案で「わがまちの『憲法』を考える市民会議」が公募市民を中心に設置され、中間報告、最終答申書が同年末までにまとめられた。

議会では、「自治基本条例特別委員会」を設置し、17 年から 18 年にかけて、条文素案に対する地区説明会を市内 20 地区で 2 回に渡って開催。

延べ参加者は 3200 人、2 回目の説明会では全議員が説明会に出向き、質問に対する答弁まで全てを議員で対応。

地区説明会で得られた意見を反映した「条文原案」を作成し、パブリックコメントを 18 年 6 月に実施。7 月には「市民シンポジウム」を開催し 400 人の市民が参加。18 年の第 3 回定例会で全会一致条例を可決した。

議会提案による「自治基本条例」の制定は全国初の試み、視察に行った我々に対する説明も飯田市議会の議員（共産党）が行なった。

飯田市議会の議員と市民の意識の高さに驚くばかりだ。

船橋でも市長に「自治基本条例」の制定を求めるだけでなく、議会と市が一体となった取り組みの必要性を痛感した。

ものづくり教育の

諏訪市を視察

4 月 26 日は諏訪市のものづくり教育を視察。

古くから「ものづくり」が産業の中心であった諏訪市では、次の世代を担う若い人材の育成をめざして、「地域密着型ものづくり」学習などを進めてきたが、平成 20 年度からは教科として年間 25 時間の「相手意識に立つものづくり科」（通称：ものづくり科）として取り組むことが教育特区として認可された。

相手意識に立つものづくりとは、自分のためではなく家族や友人など使い手や相手のことを考えてものづくりを行なうとするもので、「誰に」「どんなもの」などを明確にして作ることににより、相手への思いやりや要望に応じた色々なアイデアや工夫を出し、意欲的に集中し、実践する力をつけることなどを目標にするもの。

年間 25 時間の授業数は、図画工作や生活、総合学習の時間から確保し、またこれらの教科と連携を図りながら行なわれている。

地域のサポートが「技」を指導し、地元企業が教材費などを支援。

若い先生はものづくりの経験が少なく先生の教育の場ともなっている。

船橋市が取り組んでいる「英語教育特区」、諏訪市が取り組んでいる「ものづくり教育特区」、子どもの生きる力をつけるために必要なことは何かを考える機会となった。

9 条世界会議に 2 万人が参加

5 月 4～6 日、幕張メッセで開催された「9 条世界会議」には、のべ 2 万人を超える人たちが参加。

初日の全体会には 12,000 人が参加し、ほか 3,000 人が満員のため入場できなかった。2 日目の分科会には 6,500 人が参加。

私は 1 日目の全体集会には入場できず、2 日目の分科会、シンポジウム「世界の紛争と非暴力非暴力アプローチをメインストリームに」に参加。パネラーからは、実際の経験から非暴力による紛争の解決と予防の重要性が強調された。

